

## 近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



自天和至文久

仙臺伊達家制法禁

一三

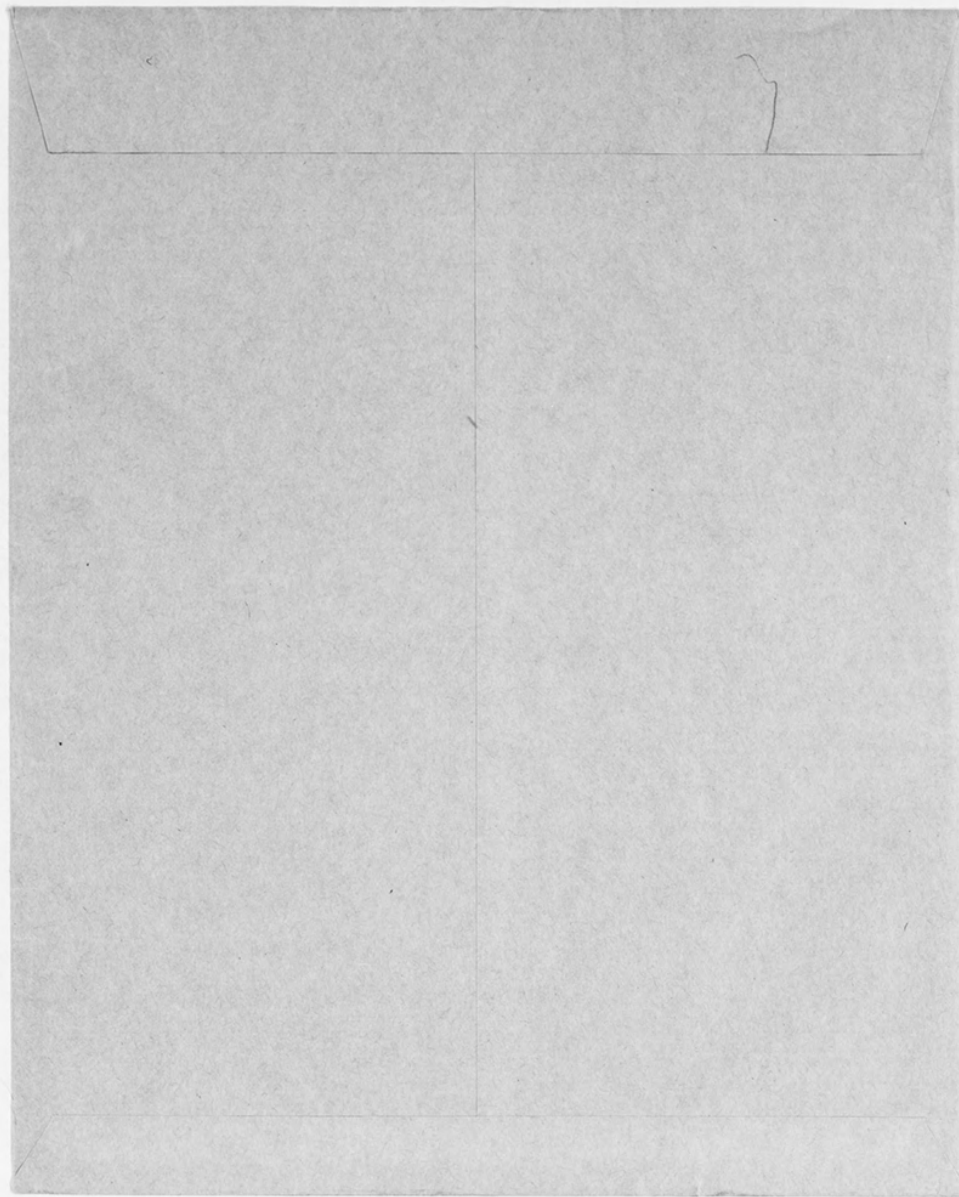
東大・経済
80
378

学部

部文京区本郷7丁目3番1号  
)2111(代)

13-2 (二)

二  
乙



相州博愛堂異種紙反卷  
品之直書尚候也次示心同



經濟

41665

二

經濟學部 研究室
80
378
1859



弘化丁未十月

加比丹凡 史方午倚 かくと荒物とほ  
 一箇元 一箇下 一箇中 一箇上

一 去年才戰爭の後滿清英夷と交易商路決定の  
 定りたる清人の法と成る旨条約出でて二箇東南  
 及び英人居住地を内地に侵入せず不修治未だ英夷  
 修て成りしと生一内地へ侵入せず一廣東府城を奪  
 ひ英之城中兵卒大焼二而門を奪ひ去り大門口  
 空しくも英清人は地方を奪ひ入らば故清  
 人大に恐怖しやんを存和後と云ふ此等の約定は  
 四地より内地へ二門口より英人自入るや入れば  
 又何とや不修治と云ふやん廣東一英人善  
 後寺と云ふやんを奪ひ去るは故廣東二箇  
 里四方より他白と云ふ入らば大やんやん  
 一佛蘭西と云ふ南と云ふは英人南大佛蘭西の使節  
 船と云ふ南國より英船四艘と云ふ一箇中より一箇上

佛宗の艦より大旗とけし出—ある船一艘と  
千餘の艦を撃破し、事一し、残りの艦を奪ひ  
奪ひし、凡そ中

一印度の内地にヤム口開き、海大初てつし、カト云軍  
艦を新造して佛宗都へ之を投の更のあり、  
主し、

一西亞州を西洋の軍艦を新造し、他國へ

一北亞聖利加の共和政治と南亞聖利加の共和政治  
両方より、戦年初、勝者敗者交を然共和政治の  
公理を以て是を日人獨利なきを以て

右に、南亞聖利加の加比州より、  
大素の米春を、ハテイ子マルカより、便布船と、  
備置、交易が、ある入、岸の、常、と、後、の、交、必、の、  
と、平、の、の、の、の、

一、南、の、の、の、の、  
英、美、意、の、船、長、崎、入、岸、は、由、  
以、化、丁、未、十、り、の、下、の、の、の、

河部伊勢守林 山鹿系水上書

外寇防身法、海軍、久、思、思、素、と、  
一、不、冠、の、天、下、流、大、事、四、海、の、大、患、也、  
早、賊、の、身、を、と、不、願、彼、是、一、  
一、此、より、一、流、の、教、法、と、左、之、  
一、或、大、小、の、流、家、方、を、代、  
一、外、の、り、中、の、備、を、得、  
一、其、萬、の、門、人、を、  
一、中、夜、食、も、不、安、  
一、九、歲、用、終、も、大、  
一、偏、流、法、の、規、律、と、  
一、中、古、本、朝、の、  
一、訓、戰、と、  
一、使、の、  
一、是、  
一、

一、不、冠、の、天、下、流、大、事、四、海、の、大、患、也、  
早、賊、の、身、を、と、不、願、彼、是、一、  
一、此、より、一、流、の、教、法、と、左、之、  
一、或、大、小、の、流、家、方、を、代、  
一、外、の、り、中、の、備、を、得、  
一、其、萬、の、門、人、を、  
一、中、夜、食、も、不、安、  
一、九、歲、用、終、も、大、  
一、偏、流、法、の、規、律、と、  
一、中、古、本、朝、の、  
一、訓、戰、と、  
一、使、の、  
一、是、  
一、

定法通観合傷の必正行の生傷、作らんと固く相なる  
時勢と變化相傷と委て一向軍用活用し勤弁  
五方一帯の奇巧熟練の火砲、少碎りれ一隊大撃と  
し、天下四方の大事をトれ何と心痛く新  
と登取只此一隊を困若仕て心腸と断  
さるんや及海防、地策大と少、吐ちたる書綴  
門才た向らるの概政元は軍傷、実係仕る者大  
内密教授仕る所、報國赤心、一隊大と少、右左  
むかる変、腹食と老れ、只一筋、計使書のこと凡  
仕る不當所、其國、亞墨利加、事情中、容易  
を、文化、初年比、根原く、左汁、か、ま、う、た、高  
の者、志と、遠、可、中、原、内、免、許、を、ま、ま、武、威、と、は、推、極、し  
か、り、其、道、を、開、り、と、存、心、を、ま、ま、近、く、彼、不、書、元  
仕、る、者、と、有、之、由、入、也、彼、は、り、仕、掛、る、ハ、戦、場、ハ、仕、る、又、天

法、只、今、と、せ、し、て、日本、治、術、を、成、し、新、氣、と、い、は、る、  
術、を、近、く、破、り、下、し、新、水、糧、食、と、乞、或、ハ、洋、中、運、術、の  
也、本、と、係、一、條、の、一、馬、年、と、隔、て、ハ、咽、喉、を、地、相、房  
巨、大、と、考、彼、を、金、河、成、像、大、中、を、全、日、本、國、と、經、  
茂、仕、の、許、と、成、り、一、と、意、を、天、と、仰、い、若、は、方、は、り、  
荒、々、の、金、銀、を、ま、ま、と、又、と、信、を、在、計、集、ま、果、使、  
ホ、の、ゆ、え、仕、る、者、と、考、推、察、を、不、失、年、格、を、  
仁、愛、の、心、を、た、ま、に、考、拂、し、存、心、に、は、仰、あ、り、ま、ま、仕、  
て、力、化、を、り、神、を、懼、れ、心、を、治、術、を、考、  
進、む、者、と、考、仁、を、考、を、考、を、考、荒、死、の、を、恐、い、  
仕、或、ハ、獨、に、え、り、の、仕、と、考、を、考、武、威、の、長、  
懼、仕、る、者、と、考、武、威、一、と、意、を、傳、い、承、り、ま、ま、  
の、有、政、を、考、を、考、を、考、國、家、の、費、用、莫、大、の、ま、ま、

其の由りたる事、内方林分、勿論、自國、外島と云  
流、亦、も、其、國、力、も、盛、れ、さ、す、り、方、こ、う、し、を、國、家  
と、保、重、ん、心、の、國、を、行、ふ、と、い、ふ、内、方、地、で、さ、り、方、を、其、臣  
上、下、愁、患、困、苦、す、け、り、す、と、い、ふ、所、に、何、れ、を、保、重、ん、し  
て、も、事、の、由、り、を、權、を、傳、る、を、成、作、り、又、ま、り、と、せ、り  
と、い、ふ、久、世、間、人、情、何、と、い、ふ、は、權、に、さ、り、方、の、南、東、大  
坂、と、い、ふ、都、會、の、金、沢、融、通、の、早、益、世、の、年、也、り、と、い  
ふ、は、流、の、場、を、さ、り、方、の、さ、り、方、の、早、益、世、の、年、也、り、と、い  
今、を、進、め、り、け、れ、し、と、い、ふ、有、り、某、人、私、私、は、早、の、早、  
打、拂、し、と、い、ふ、事、の、は、有、り、某、人、私、私、は、早、の、早、  
件、を、た、り、と、い、ふ、事、の、は、有、り、某、人、私、私、は、早、の、早、  
格、子、の、此、美、り、と、い、ふ、事、の、は、有、り、某、人、私、私、は、早、の、早、  
困、究、と、い、ふ、事、の、は、有、り、某、人、私、私、は、早、の、早、  
確、手、た、り、の、明、使、し、と、い、ふ、事、の、は、有、り、某、人、私、私、は、早、の、早、

愈、柔、弱、歸、降、の、國、所、を、抱、り、開、闢、を、許、す、徒  
の、國、を、冠、り、の、各、國、威、と、盛、り、世、界、を、制、し、  
と、い、ふ、事、の、は、有、り、某、人、私、私、は、早、の、早、  
卒、然、下、り、荒、ら、し、内、方、を、終、と、い、ふ、事、の、は、有、り、某、人、私、私、は、早、の、早、  
氣、と、い、ふ、事、の、は、有、り、某、人、私、私、は、早、の、早、  
洞、の、上、を、さ、り、方、の、早、の、早、  
り、洗、る、と、い、ふ、事、の、は、有、り、某、人、私、私、は、早、の、早、  
速、に、内、方、の、内、方、を、さ、り、方、の、早、の、早、  
先、の、内、方、の、内、方、を、さ、り、方、の、早、の、早、  
初、め、の、内、方、の、内、方、を、さ、り、方、の、早、の、早、  
必、何、の、内、方、の、内、方、を、さ、り、方、の、早、の、早、  
と、い、ふ、事、の、は、有、り、某、人、私、私、は、早、の、早、  
又、か、ら、然、し、と、い、ふ、事、の、は、有、り、某、人、私、私、は、早、の、早、  
死、し、と、い、ふ、事、の、は、有、り、某、人、私、私、は、早、の、早、



これ成る毎西洋外國にて事變の後國禁の難と  
示諭有る我は海に列國の右をきく作はれ  
りて海傷も任と人争ひゆ方物勿湯四海に列  
士を又國に逆を授禦然し他心魂微し然し心  
服と一僕化君統然と死地入る防禦も復死を年  
若幼か觀し各又ハ神も三と致成成抑ゆて他  
勇兵と長與に備もまゝりするに新し其を  
玉あるの由向處をく死に作をりて忽親をり  
小表使に批殺りる前をあり右分咽喉し地を  
以爲向き小者まじ作をくくはりて空まじ  
りたりやまごが觀是意しむにせん

一凶荒の後諸國の舟船と禁るに禁院朝鮮  
院洲の四國を以て勿海立し長濟一所のみ、舟  
船の往来を以て制止せし以て他國は舟を必一所

牛乳に以て肥つ所の為横藩事の守衛、大坂に若  
く京勤も隔年、而も限、大村彦市牛の事あり  
三として是も隔年而日の京勤が初變、公曉然し、  
三度立國を城守守備と任、鶴原を舟の事、  
監察使として此常と戒り、爲は及肥後彦久  
留年彦久、柳川彦久、小倉彦久、長州松山彦久、隔年  
大勢も隔年、彦久下と彦久、平生と長信表、元と  
まじ平生、彦久と彦久、肥心、肥心、肥心、肥心、  
と然然る九列、清彦、彦久、彦久、彦久、彦久、  
と若かり、彦久、彦久、彦久、彦久、彦久、彦久、  
牛乳、彦久、彦久、彦久、彦久、彦久、彦久、  
諸國の、彦久、彦久、彦久、彦久、彦久、彦久、  
殊、彦久、彦久、彦久、彦久、彦久、彦久、  
樞密、彦久、彦久、彦久、彦久、彦久、彦久、  
の、彦久、彦久、彦久、彦久、彦久、彦久、

道ハ横濱より七里餘り西岸の磯邊に在り此處に  
 吾等泊りたる所也房相の海軍ハ北の邊に在りて九角の  
 角に下觀者所の橋角に在りて北の邊に在りて九角の  
 角に下觀者所の橋角に在りて北の邊に在りて九角の  
 角に下觀者所の橋角に在りて北の邊に在りて九角の  
 角に下觀者所の橋角に在りて北の邊に在りて九角の  
 角に下觀者所の橋角に在りて北の邊に在りて九角の  
 角に下觀者所の橋角に在りて北の邊に在りて九角の  
 角に下觀者所の橋角に在りて北の邊に在りて九角の

一 下田表ハ磯に入る所無し為り大なる所の磯邊に在り  
 五石の上より三人能大なる磯に在りて此處に在り  
 長崎ニ比シテ九十年の二毛とあり吉野の体系に  
 長崎ニ在りて右旅との所を爲して大連の体系に  
 長崎ニ在りて右旅との所を爲して大連の体系に  
 長崎ニ在りて右旅との所を爲して大連の体系に  
 長崎ニ在りて右旅との所を爲して大連の体系に  
 長崎ニ在りて右旅との所を爲して大連の体系に  
 長崎ニ在りて右旅との所を爲して大連の体系に  
 長崎ニ在りて右旅との所を爲して大連の体系に

名主イヤ日太...  
川...  
下...  
...  
...  
...  
...  
...

一 相州漢倉...  
...

...  
...  
...  
...  
...  
...

糸...  
...  
...  
...  
...  
...  
...

一 浦...  
...  
...  
...  
...  
...

と申すに志と異くとも取らざれば  
物死教と雖も其の一方を  
三浦郡も高み修へは後國を方々に  
監に修へは監査檢便と爲り  
三人の死に修へは守高の地  
入費を以て領領を不も修へは守高の地  
秋の修へは四方の地  
ては志守を以て領領を不も修へは守高の地  
六條の修へは品川色三年が寛文  
常の修へは守高の地  
五成修へは守高の地  
本牧十二天の修へは守高の地

麦大原何原羽田小何  
と申すに志と異くとも取らざれば  
物死教と雖も其の一方を  
三浦郡も高み修へは後國を方々に  
監に修へは監査檢便と爲り  
三人の死に修へは守高の地  
入費を以て領領を不も修へは守高の地  
秋の修へは四方の地  
ては志守を以て領領を不も修へは守高の地  
六條の修へは品川色三年が寛文  
常の修へは守高の地  
五成修へは守高の地  
本牧十二天の修へは守高の地





熟考心心死旅旅大衆大衆家家中中有有免免之  
言言上上一一家家之之固固陋陋一一本本、研業業任任之之、研之  
以以用用之之、之必必冷冷之之用用、長文文每每言言之之  
以上

嘉永二年十月

小度素水

上

西義理駕大令教團 吉輪  
水師提督 上書

西義理駕大令教團大統領姓斐談名哉  
辣達日

本國

大君主殿下平安大尊大教良友千人特汎木函  
師取大度水師提督但理管領一列中  
兵取帶公書到

貴國覽專呈

殿下御覽矣茲當諭該水師提督轉告朕心及  
欲與

貴國通和之真意。請

殿下敬恩。今幸我兩國藉興和友之結好。宜立

通商之章。惟今令欲差被理來

貴國為辨此二事。故達

君主殿前。若合衆國規矩定例。嚴禁各處

柳管別國之政。禮故此明諭該款。在

貴地之時。不可勞動貴地人民。今令衆國廣

大東西邊疆。各極於海。在西界正對向本

國若坐火輪船。難加理科。呼里省。或由阿理

千郡駛過。貴國之口岸也。合衆之省。各叫加理

科。呼里。是大邦土產多。每年出黃金僅四十萬

兩之多。同白銀水銀寶玉等物。日本亦然。富

沃多產寶物。其人明曉多藝。故此兩國互

各處。量

相求。必得大益。朕亦為此。要開商意。文茲知悉

日本之古例。只准中國阿蘭國船能一過。隔除

此二國之外。不准別船進埠。抵因世間之情。萬國

之政。漸有改變。古例易新。且

貴國初立古例之時。匪表理駕。召新地。球由歐羅

巴人離本處。人住此山。墾地耕種。在彼長久人民

為少。且貧。迨命民生繁榮。華貿易。幸手盛布

各處。量

殿下盡悉。倘能改古例。以准我兩國人。盡賞。則各

件得大益矣。如若

君主只准古例。禁止別國船入埠。是照依國法。不妨先

試數年。或五十年之間。能知有利否。或因貴

國無益。然後仍復古例。可也。夫本國與別國立

買無益。然後仍復古例。可也。夫本國與別國立



約亦定數年之尾若因兩國不願再不照  
新約且我兩國各該暫開港只嗣後可知何  
樣也入諭該欽差告陳

敕前每年本國船離加理科味亞駛往中國者甚

衆柳有獵鯨魚船多有常近

貴境此等各船或遺屍風擊碎在海邊雖此身

破人貨兩全朕慮此等之命命者因思

貴國官民見此等人取量必安無忍待仁慈而

人物皆保留俟有本國船到即帶帶也且據不

國之民亦是立倫之內豈

君主不知乎若不及此論則不快人心矣是聞

貴國大輪船渡平海去中國者計燒煤炭數

萬石其地不能多裝在途不敷足用無從

接濟而回本國又不候所以各船要入

貴國港口買煤炭食物接濟并取水一候如買

物或均銀錢或以各貨兌之可也諸

君主議指南境一港口能使本國各船暫泊而得買

此項物魚方食水此等事務亦速即

允准先朕遠望而快心也今諭該欽差彼理坐領

一邦兵船赴

貴國邊戶各京代為詳見述朕敬思我兩國

設女意開貿易俾本國取能找須食煤等

物兼保憐若慈人民除此等事務之外該欽

差別無他意再加內裏有數件本國巧器

布帛進呈

君主收納帶覽卑物知朕思友真敬之記願全能

真神保

君主皮萬福感聖顧哉

知此公書是實者本國大王爾美及書名畫  
抑為證

臣義理駕大合衆國京在華盛頓西國記年

之一千八百五十二年十月十三日 即壬子年十月初六日封

大學士依斐烈奉勅書

國璽

御硃筆

臣義理駕大合衆國大統姓斐讓名義誦述以本國

大君主殿下平安今朕心全賴本國師船水師提督彼理是見識端正才能之臣故特勅賜之

欽差全權代

大合衆國來

貴境見而回

大君主所汎全權之二臣等。有議定意鈐印而

國和睦通商駛船進港且無條約章程理嗣後該欽差彼理刻奏候奉朕與公會大臣議定允肯批准

臣義理駕大合衆國京在華盛頓國記年之一千

八百五十二年十二月十三日  
是本國立政之七十七年  
即壬午年十月六日書名畫押鈐印是證

御筆

大學士休斐烈春勅書

國璽

臣義理駕大合衆國欽差大臣兼管本國師也天竺  
中國日本等海水師提督彼理為申陳事  
切本領差現奉  
本國大統領欽差全權使宣行事也領一知事師  
船來

日本國境見呈水

大皇帝陛下請議兩國和睦之條約奉呈上

君君主公書本欽差勅書此二書現已欽令呈奉

所呵囑字樣字等書錄呈

御覽惟此二書之正稿理合固封候召見之日呈

大皇帝俯覽並行奉面諭告

吾君主覺思於

階下慰和之意故因

吾君主以聞合衆之民有心要投  
貴地或被狂風漂至海邊該民等被貴  
處官民見之如仇敵故

吾君主心甚憂慮今指教年前有之船各叫嗎  
喇噠噠喇咖噠噠等入船漂到海邊皆受  
許多委曲等由本欽差奉諭西陳

殿下並請

俞允定約嗣後遇有合衆國人船漂至海邊

或被狂風吹道港上不得以此敵待之固有

貴國之船或遇風壞柳漂流本國口岸者常多  
資助因藉說西國本國官民都知人偷命  
蘇  
瘼之道皆可保船壞人之者此等之重亦亦  
鑑察日本國與改羅巴各國無結連之盟而

本國律例各官不督本民之教何況能亂別國

之政乎先三而歸手改羅巴初到

貴地之時入住本山獵士追今立大邦在日本改羅

巴之內東西連海改羅巴人早住在東岸醫生

滿地流治至西邊正對日本如二大輪船渡至海

十八日或二十日能抵

貴境現在天下貿易易年人繁盛而

貴國海口船亦甚多倘若

貴官民不把合衆之民當仇敵者

吾君主要與

大皇帝兩國定和約况貴國初律例禁洋船

進港口之時是智政明戒今我兩國鄰近預

先性未甚易現今時世不同不能依智政

古例之戒本欽差想念

階下亦覽知現在之大概情形頗此誠定定約

則兩國免起衅端故先坐領四小艇來近

貴京而達知其和意本國尚有數節大師

船時奔駛來未到日盼

階下尤率如若不知來字大節兵船必要駛來望

大皇帝議定各條約之後別無緊密事

務大師船亦不來且有

吾君主和理之公書候

指定何日而呈

御覽明鑑

大皇帝九五至尊福壽無疆須至陳告者

癸丑六月二日

亞美理駕大合衆國欽差大臣兼管本國印船總領

日本海軍水師提督彼理為中陳事奉本國

大統領欽命全權使宜行事議和立約安同

貴國欽命一大臣商議定於何日何時來京面

見

大皇帝將

本國主公文書及勅書之書正稿二件謹呈

御覽候飭一大臣早定日期可以互相議明肅此

敬候

崇安

癸丑年六月初七日

敬啓者。今送來公書一封内許多重大  
緊要之事。乃連及

貴國故要謹慎商量而定。希

貴國大臣等諒必議擬長久各條本欽差丹  
心候來年春李帶各船來江戶海候  
由奇然後全望能候立約我兩國永久和  
睦也。特以佈者煩候  
日喜

欽差大臣水師提督日彼理書儀

在本國火輪兵船蘇士貴(年那江海

癸丑 六月八日

一馬

北亞墨利加三十一洲六和政治政廳長官  
ヨリの本務所長官を成る後日見  
はり 竊に書綴

一 吾日本國政の多祖宗以來三百向りて榮  
定規ん身衆庶治安の便宜と行遣訓が  
る邦の多時勢仰と云ふ未論交易の後變而  
無用と自國產物と仰い衆庶漸昇年々  
樂に是のくして女一過分の產物と云ふ生  
昔より清國興和蘭の中交易は不修公雷  
共、榮はと積木耶不致不日少く右ニテ國

ナリ禁居被有也がて他の國產ハ何ゾ  
一切望ミシム貴國產金銀ナ可被去迄不  
右ハ自國ニテ用九トシ國產を以テ  
命シシムカ一金浪多分ナ年常ハ早  
弊ノ衆庶者後流レ祖宗定規ノ數素  
凡俗廢レ忍其生一自城ノ端モ九年  
治めノ使宣と夫ハ分安る言用ハ自國產  
初ハ何ゾ入進換るハ分ナ傳國貴國  
ハ開闢ニ百五十年末日益月盛身ノ  
一大強國トシて横少ノ自國ハ利ト自仕難  
シトノ不審モナレ自國祖宗ノ清法ト異

國船進港の良ハ遠近國の差別ナ不  
是非悉討拂ハ定格ト貴國ト右の條  
ト云シム但不論是作去再ハ或沙忍の  
近年法乃ハ清法停止申付ハ貴國ハ  
浮流有ト席ト何カ可矣及改定規の  
指テ其言可夫迄カ可ト進歸ハ貴國の  
惡ト流ルル者然ルハ不長ノ交易ハ亦  
第一且自國技藝の巧ト是ヲ果大ハ  
柔情ト不便の條トトシテ夫カ  
用の節ハ云シハ必也想云感ハ亦交易の

仰い不おけんを為通好く石木の事ハ洋客中  
ま井蛙の陋習を衆度他国の人接をり  
を極るに技藝を授けりたりも用捨に不取不付  
ハ許又貴国を文市の学校ハ勿論病院幼  
院の設全備と成就申海岳測量の術道  
一うれね他国に往渡の日月之算一衣  
食器計の具とを清且潔流の者なく空  
備の海賊舟の回登復設の術をりり故に素  
吾大嶋ハ大所番崎ハ使節船泊を同ハ  
向國ハ長崎ハ清國和蘭ト云地進港と  
不許ハわハ万一澳船泊新川と請えハ長  
崎ハ可加迫ハ石炭ハ可進程キハ地の新と

可進ハ其言ハ禮謝の居と九迄時平當する  
るくハ石の原ハ貴國海軍漢家ハ端以ハ其  
悉むハ如也及のと後ハ朝府近海ハ進港右  
ハ時ハ他國の情交ハ石炭の衆度ハ其の  
大海艦見聞ハ不習ハ故懸ハとして怖ハ懐ハ  
驕慢ハなハ計ハ詐ハハカ交ハ進港無  
用ハ自國兵備の意對ハ衆度護衛の方  
便ハ七九倍ハカをハハ不審ハ用捨ハ不取  
不取ハ成ハ將ハ海軍護衛の仰ハ諸侯任して  
弓槍火銃銃ハ平日の繕行ハ不慮ハ保家  
ハ小谷國の法例任主ハハ海國ハハハ  
大洋海路三万索里と隔異國應接ハハ



谷九競自然と人同と等しといふも  
くわ自國舊法にて武臣ハ貴族の先別  
あり世祿として平日門戸を出入り小力之輩  
波々々加兵衛ハ赤平不似歳重と云  
臣對の節の事推察ハ致方ハ譯云く  
交易不許等ハ産物の代供不足故にして  
今日正して是ハ益願ハ遺法の舊法  
ハハ必難廢他の所所玩諸物勿論完全金銀  
この大幣ハ金銀と云ふの使者ハ遣貴人全と  
不厭秋のつと益の自國ハ産物の厚志と  
方ハ厚存少ハ自國ハ産物の厚志と  
漢去前書の通者後流れ自然勢制

カミ  
九感の交易ハ金銀無限然無用ハ若  
乖貴意憊の全軍勢は殆ど自俗の凡  
俗にて請降杯申す万、云ハ条不也破  
執銃累世恩顧之武臣と辛ハ敵對可  
中ハ列國通信之礼乱と云テ師卷然  
此ト云ハ萬之由如也有ハ万是ハ誠  
威神の戒名漏杯ハ取扱ハ使各  
不正軍勢全国風靡ハ一ハ其友聊畏  
不正師ハ清將林則徐諸人の其友  
激ハ英夷と過不扱ノ禍ハ其友  
智の云ハ其友何分可嘆若明今日の  
之願ハ其友扱ハ其友

右當九月、長崎より、長崎藩より、  
到来の言、後、流石、各一統、  
な、奇、大、事、  
未、披、見、  
凡

寫

一嘉永六年四月十四日、長崎藩、  
清盛三年二月、大明朱氏、  
先朝之大意、不用清之年号、  
天德、  
府、  
天子、  
此、

長崎出札

嘉永七年二月二日、水戸云々、  
ゆゑ、

一云、中臣、  
偽、  
向、  
作、  
忠、  
先、  
故、  
此、  
不、

神田の山鹿亭の火成地を左に六、西に  
 今日七 西君哀中馬のうきを一日  
 甲斐の土内供に於て馬前忠勤九郎  
 又山積年一後何もし、備へん 夷取馬也  
 船中名乗る山崎の一流万徳中流に  
 精しく急衣合位守守又く其用と人  
 右者定用と云偽子に其徳の言年  
 而恩厚を叙す故に在るに 作か  
 但日事平次男三男十八分湯小役人湯平  
 小し作七火急にお流し 作作七のまを止物  
 印く多少進退 剛腹中か勿湯とくは分  
 のまると案平日等々徳を常にも不覺  
 無く扱ふ所なり

字

一 志小を年守り土の湯髪は五國取七艘何と  
 素亦素入り望生る近航  
 一 下舟のたを中流九分は五船を船を牧  
 素入り守りまを 扱く素より不常運  
 一 船中流のいアメリカ度ある何とつ 國の  
 船中流に扱く素より 船の船の地の子  
 一 運の蒸る舟船二艘を川節一 船  
 一 十舟の登三艘浦美、素入進へる船素入  
 一 船七艘のの蒸る舟船二艘  
 一 十二舟の七艘内海、素入中流津十の船を  
 一 船七艘のの蒸る舟船二艘

一 八リッ侍居る由

一 十方一八リッ侍居る由三艘浦芝入津敷定  
十艘ノ由右大槻平兵衛三郎ノ家小浦定兵衛  
仰有る由是日人ノ家方爲り昨方於  
源兵衛光明寺一八リッ小庵持り小舟一  
舟トシ不々なる由上陸不度下舟浦芝居  
何分拜すかまゝ元故まゝ此處留り  
純子母三郎さちやの取三十五リッを不  
至子大根不々なる由配り向ふり  
一十九日頃月夜多川仲色行列後大原助言  
是國船又かたはる由中ノ漢士安ん

由く寄る由七日後中ノ川付る由是ノ不徳  
有く我事及中なる由

一 所々ハ若年奉元浦芝居此處之五園ノ木  
子木方ハ火情此日中橋今ノ板橋トハ板橋  
持場五園ノ方ハ老弱ハ多ク上陸不度  
小浦定三郎曰死す

一 小橋村ノ急ノ大石居る由是ハ危弱由故小元  
とヤハ佐久ノ五石トヤ何石トヤハ  
一 此舟ハ小元場大洲就居る由大休居る由  
一 此舟場深末有言傷泉岳寺門内者討切  
一 此舟ハ小元居る由

乙 義水船



不行根上下等る心中とを——と勸うる所  
しつ 上意こゝ  
右ハ昔より道出の事ハ成る後使はれ  
申留るよりナリセリと云ふ事  
慶應六年

### 大目付

一 武術後素々川幸乃下法との存意とて  
此ハ元砲術の傳はりし所船防禦之要  
とて流流と云ふ所方々傳へし事  
今乃ハ年々其の勢衰へたる事多し  
此乃ハ亦亦其の勢衰へたる事多し  
此乃ハ亦亦其の勢衰へたる事多し  
此乃ハ亦亦其の勢衰へたる事多し

日統と習はるる所は厚くはらやん  
取らぬ万石と云ふ事と云ふ事と云ふ事

### 十月

一 所の中の中上は 中務左近衛左衛門守  
上様下より 仰せ奉る御所御所御所御所  
池大膳より所々御所御所御所御所御所  
御所御所御所御所御所御所御所御所  
御所御所御所御所御所御所御所御所  
御所御所御所御所御所御所御所御所

十月十日  
大目付

山内右衛門



一 大森村下打場より本年四月廿七日に渡り  
打込郡若原の場より外白河に季打り仰せ  
給右左より作流り先送る左邊不通大森の  
うやみは支石の上を歩いて 松右記台より  
四季より不共々有難ある傍より此に先細  
溜り作流り 松右記台より先送る左邊  
に旗下より入るに私を傍り候り候り候り  
今も通へり候り候り候り候り候り

赤松六年十一月

奉  
返

十一月十日以前に以て方々候へり候り候り  
云候り候り候り

田川城守様

依川自願に也 棟柳様御為御用

能深川  
三郎九郎將世様

身房上宿御存心致居松平川花菱様  
方丈内より仰せ候り候り候り候り

仰せ候り候り候り候り候り候り

松平初代様

今も通へり候り候り候り候り候り候り  
仰せ候り候り候り候り候り候り



此州... 井伊... 武平... 大和...

今... 作... 元... 金...

武平... 大和...

今... 海... 乃... 元... 大...

武平... 大和...

今... 海... 乃... 元... 大...

上... 直... 右...

十一

二、本邦の海運に注意するに公認我々  
わがわがの海運の書、其の海

松平知事及 松平知事及 松平知事及

松平知事及 松平知事及 松平知事及

松平知事及 松平知事及 松平知事及

松平知事及

松平知事及 松平知事及 松平知事及

松平知事及 松平知事及 松平知事及

松平知事及 松平知事及 松平知事及

松平知事及 松平知事及 松平知事及

松平知事及 松平知事及 松平知事及

一、英國船中より内中を奪、大々と海に投じ

て、其の船中を奪、大々と海に投じ

て、其の船中を奪、大々と海に投じ

て、其の船中を奪、大々と海に投じ

て、其の船中を奪、大々と海に投じ

て、其の船中を奪、大々と海に投じ

て、其の船中を奪、大々と海に投じ

松平知事及 松平知事及 松平知事及

松平知事及 松平知事及 松平知事及

松平知事及 松平知事及 松平知事及

松平知事及 松平知事及 松平知事及

松平知事及 松平知事及 松平知事及

老なき道しとしし少南経せし完  
ふ大舟のりしりあか抱れききとく

乙卯ノ十月

天子市派 嘉永六丑馬

山崎のよしをふし何所人

本飛舟 西宮 神代と吹  
屋敷 柳川 教員と市界

樽ふけて其百ふふぬる

助白と一居中も茶葉つとてん  
山崎傳を各んとも市界派

甲川流軍学代と信一平廣教員  
共表のそ切と付しとてん

市界とてく女教員妹八一と

浦安を伝を然と字

一筆在上位然と異國新七艘能世集

浦安のたれとてん  
浦安の島島

甲申丑元

向教員序とてん  
ウ飯人物中

一浦安表三向の記仲と異國取をたれ

浦安の島 入中水人今に何とてん  
町よりちてん浦とてん

大分長崎とてん浦とてん  
長崎とてん浦とてん



一 師出書馬

片念の十中九

淋ろ夫

昔佛陀様申用ゝおろかき茶を上品に  
けり方お茶師格分且ある中しん死をり  
まん小粒初と加うと知せかけあり  
疎くもこの中ほりや

上二りノホウ

赤小止

一 中国元大いなるのころは海防も  
ゆれし上は脈る赤小止年十月の  
後ふ伊勢と成り内意の由る赤小止年  
十の 伊勢と成り内意の由る赤小止年

此書は師出書馬の事なり其の由るは赤小止の事なり其の由るは赤小止の事なり

二 師出書馬

此書の列明は其の由るは赤小止の事なり其の由るは赤小止の事なり

赤小止

今も其の由るは赤小止の事なり其の由るは赤小止の事なり

今も其の由るは赤小止の事なり其の由るは赤小止の事なり

角田

諸人の心ひきまらしむる事

赤小

赤小止の事なり其の由るは赤小止の事なり

昔よりたれせうのハロの事

赤小

伊勢の事なり其の由るは赤小止の事なり

持らりけり子孫のまゝに

あつたはりのことあり

四方の海流のせも持たり

二つの海流のまゝに

左一の海流のまゝに

右一の海流のまゝに

三ヶ所かきしるまゝに

物や君りあつたり

押して入るまゝに

入らざるまゝに

うやまき酒をのびた

水次

志床

川崎

前守

玉板

三ヶ所かきしるまゝに

又阿のよまに

大和の国に

涌谷

一止于戈爾歳餘外夷氣徳意如何

抛来凡月江山春日讀六韜三畧書

入るまゝに

加刺海軍、皇國を

なまの國に

あり何と云ふ年

あり何と云ふ年

大島原の地及

赤田幸七下

二云

村上藤平

中村東右衛門

大橋忠房

佐分利木心外

吉原一五

芳村士

二海原 法永九門

長島及 浪川内意

二夜更 大新定八

二後月身 了揚志内

蘭学方中醫師

早稲田女子云云

二教子 訪陽信京

二山内 山内

二内河 孫九

他井正三郎 佐多幸房 込原定 河内通彦  
浪田幸房 吉原一五 松原及 中村東右衛門  
了梨藤平 吉原一五 村上藤平 大橋忠房 佐分利木心外

今時又少 青砥色 佐多幸房 白土屋目

後出之文 吉原一五 日原信房 佐分利木心外

松本亮平 了梨藤平 中村東右衛門 大橋忠房 佐分利木心外

吉原一五 村上藤平 大橋忠房 佐分利木心外

松心

上印松左文 松田金吾 二幸幸一 松田金吾

三津山三下 大内三休 水野通三 吉原一五

若原力房 恒雲志三 三高 三高 川村竹光

小坂次 小坂六下 山口虎

大内信房 栄人卷

二足利为六人 中地及 八人 三下是松

梅村九人 了梨藤平 了梨藤平 了梨藤平

了梨藤平 了梨藤平 了梨藤平





吾々所しじき多し其舟し何しと

云義、六六七、  
笑分致テ、  
石川、  
吹、  
江、  
舟、  
由、  
三、  
三、

長持の持の中大根三、  
九、

馬

北亞墨利加之内 都府共和政治之フレカ、  
船二艘、  
上、  
九、  
近、  
は、  
の、  
小、  
は、

船二艘、  
上、  
九、  
近、  
は、  
の、  
小、  
は、

赤川の本牧と戸南へ急ぐ小舟五艘は元  
 山色明田津念道年一乗法名休休崇  
 毛利孫前めいめい外れ海邊小舟元術没  
 序ととも原大膽小敵の振舞ひは十方  
 朝辰の上刻おれ方次第凡そ十方  
 繪國西の通草気耶二艘主船先走之  
 カワト申六年船と一をり小舟早きも果  
 大取列凡一航と伺ひては舟中若き身  
 右身直色松葉大和守流井向掃地も孫在  
 肥守守流在平下船と孫流ては固わらぬ難  
 難言中めき聞取ひいさく福と成平と  
 柴とくは九年か

七人船はハ明命母やむとて九十九日  
 倍法名十三方女合や夕々時日高きか  
 海元元元元三常次助法若火火口を  
 先と牛柳子らハ有秋と熱熱と一月樂  
 兵至先い右尸と人毎令とハ有北方赤  
 色色は赤赤赤赤とハ有

赤川六年  
 上ノリと方  
 伏後助五郎孫  
 川原中ノ次  
 藤原大元佛信信

画

一今及吳國龍田波は又浦を来示込下亦在  
 舟一舟佛信佐内大寺有ハ下浦家又ハ下浦家  
 地瓦下船格ハ取ハ作巻下下船ハ取格ハ取







一 徳濟令九百二十石也

中九千石也

一 俵元令三百石也

中十一千石也

一 二口金千石也

一 馬房令百石也

四口令百石也

中一十石也

右所収金兩... 徳濟令九百二十石也... 中九千石也... 俵元令三百石也... 中十一千石也... 二口金千石也... 馬房令百石也... 四口令百石也... 中一十石也

赤心七年... 二月... 長州... 伊予... 松平... 徳濟... 俵元... 二口... 馬房... 四口... 中...

浦安奉行

高川一番屋... 武州河越... 松平誠丸

目二番... 奥州倉庫... 松平肥後守

同三番... 武州忍... 松平下総守

武州羽田... 所州徳勝... 松平伊豆守

日 本牧... 因州鳥取... 松平相模守

日 金沢... 武州金澤... 米倉丹後守

浦安大津... 肥後熊本... 細川越前守

日 印加力... 日 新田... 細川徳川守

三浦三郎... 長州萩... 松平大膳守

相州三折五張 相州當麻 十五万石 伊藤松山 十五万石 松平德峻守

武州大森 豆列下田 房州洲崎 駿州沼津 五万石 水野忠勝守

上総富津大津 筑前柳川 十五万石 松平内藏頭 酒井忠勝守

日海舟一舟 房州勝山 一五万石 福永共部守 水野忠勝守

日 上総鶴取 二万石 水野忠勝守 水野忠勝守

日 日貝洲 一万石 林德磨守 林德磨守

日 日久留里 三万石 堀田信守 堀田信守

日 下総寒川 二万石 堀田信守 堀田信守

日 日濱村 日生實 一万石 赤川吉房守 赤川吉房守

外傳

上総勝浦 武州岩槻 廿五万石 大園兵庫頭

日一官道 上総一官 一五万石 加納備中守

下総鉦子 上州高崎 八万石 松平右京亮

石火矢六十換 大筒六百換 大月所 柳生梅庵守

長柄一万三子筋 御月付 輕殿甚左衛門 江川大守

鉄炮一万三子換 柳月掛 春為三郎守 竹指三石門

狼煙百三十本 市代官 林部善左衛門 藤田次郎

惣人数合三十三万六千五百八十八人  
但一万人は  
千人の別

後書

一人皇八十九代 龜山院即号文永皇帝異朝北狄  
蒙古中華の従二致して大元国号ス高麗国侯  
者にして安内ヲサセメ 日本蒙古、貢物捧<sub>レ</sub>キ  
書付簡ヲ送<sub>レ</sub>ルモ氏高麗王 日本遠海ニシテ急  
ニ迎<sub>レ</sub>候キ、依<sub>テ</sub>空<sub>ニ</sub>シ<sub>テ</sub>候者ヲ帰<sub>ラ</sub>シム  
一 同五年十二月蒙古ノ書翰 日本幕府 到着  
卿東エ送<sub>レ</sub>武家ヨリ 内裏 奏ス菅原室相長  
成而其返<sub>テ</sub>簡ヲ書世尊寺經朝卿清書ニ然  
氏氏族談合之上蒙古ノ書面無<sub>レ</sub>繼ニ依<sub>テ</sub>返<sub>ル</sub>成<sub>ス</sub>  
一 同六年蒙古ノ使者高麗 舟ニ乘<sub>テ</sub>對馬國到<sub>リ</sub>  
塔古而彌ニ帝ト云者ヲ捕<sub>テ</sub>蒙古ノ歸<sub>リ</sub> 日本  
事ヲ尋問<sub>テ</sub>祿物ヲアタ<sub>シ</sub>テ歸<sub>ラ</sub>シム



同七年蒙古使者趙良弼高麗國到り  
日本王ノ通事ヲ請フ

同八年九月趙良弼等筑前今津に着テ  
探狀ヲ呈ス公家政家返事ニ及ス趙良弼等  
帰ル日本ヨリも彌四郎添テ遣ス蒙古大王  
對面シテモテナシテ師ヨモム

同十年蒙古使者趙良弼来朝入都ニ  
金毛入シス寧有ヨリ返帰ナル

一 人皇九十代後宇多院文永十二年二月蒙古  
大将二人大船三隻早船三隻小船三隻  
卒ニ日本押来ル教度探狀ヲ送リ  
日本ヨリ返答ナシ  
内裏ハ落社ノ新念ヤラレ

関東ヨリ筑紫ト知シテ武蔵嚴備女モ急情  
石事ナシ

○同十年十月對馬同、是奇来ル武士等防戦入蒙  
古ノ兵乱シ具上夫種ヲ筑紫海邊所ノ乱妨ニ帰ル  
建治元年二月蒙古使者杜世忠等、高麗人ヨリ建  
ノ来ル太宰守存テ是ヨリ悉ク攻テ杜世忠等三人鎌倉  
ノ方ワシ洛仲ハス書筒サセ出シ金毛返答同ニ及ハス  
○同十年蒙古使者長門國到著ス鎌倉トテ首刻  
弘安三年二月杜世忠ヲ殺ス此事ヨリ同憤懣ハ大将等大  
軍師卒ニ 日本ヲ滅サセト計ル由傳傳ケルハ  
公家ヨリ伊勢、勅使遣カレ其外輪社諸寺院祈  
念セラル鎌倉名敷権北條相模守時宗関東居テ  
筑紫ノ武士等ニ命シテ防戦ノ方候ヲ力クテ尙

東ヨリモ大軍兵アマタ登セラシ  
主上東信ヲ守護シ奉リ本院後深草夜  
新院  
鹿山院  
之左右ヨリ兩六波羅之大軍兵鎮西下向ス  
下知セシム  
同四年正月蒙古之大將阿剌罕范文虎折都  
洪茶女等四千人兵甲四千人六方艘兵  
船ヲ海上三百里四方陸地如ク旌旗ハ凡藤カト雲  
月ヨリ驚ス有麻也然レニ海路次テ阿剌罕ハ極大  
病ヤカハ范文虎等ハ方候ヲ失ヒ先年詳定  
マテハミシテ一決セス教ハ海路滞留ス  
同七月蒙古ノ兵艦 日本ノ平壺嶋ニテ  
其マリ五龍山ニトワルセ故紫ノ山ニ共大防戰

セリ堅ツラシテ待御シ所ニ八月初日丑寅ノ大砲反  
吹テ蒙古ノ軍艦一昨ニ突埋ツテ溺死スル者三千人  
及フニ范文虎等ノ大將ハ海城所ニ東テ行方知ストナリ  
ニテノ砂リ十万人程ノ軍勢ハ五龍山ノ山下ニ墜留アリ  
兵糧ナクシテ飲食食セザル三日ニ及フト云リ女士  
卒等ヲ設合ヒテ張百戸ト云者ヲ大將リ定メ破シ先  
艦ヲウケヒ歸ラコトスル所ノ同七日日本之軍兵  
短兵急ニ推テ防戰ハ蒙古ノ殘兵數ケル者  
七千人ニ方人ヲハ生捕テ八南嶋ニテ悉ク斬殺ス  
其内テ岡莫青吳萬者ト云ル三人命ヲ助ケ此  
極ク蒙古ノカタシトテ國ハカヲシム  
一其時六波羅ヨリ守都官貞綱同中大軍ヲ集メテ  
故紫鎮ニ備後ノ道テ蒙古ノ勢敗ルト同ク貞綱

九列下ノ異賊母ノ襲来モ雅ナク備嚴屋ニ  
 城ニ歸リ此度ノ眞慮ヲ驗ナリトテ伊勢凡ノ社ノ風ノ  
 官トアカメラハ我國ノ神凡蒙古ノ船ヲ吹破レリ  
 此時ノ世ニ云ナラハス蒙古國莫トテ文字ヲ  
 辨メテテ周等三人死ラシテ其意ナラ  
 蒙古ノ君ニカタル鳴呼哀哉ナリクハ此ノ声比倫  
 ト云云

從文永四年至弘安元年凡十五年

一此時鎌倉名將軍保世位惟康親王執權北條  
 加藤守時東北條政村長時等輔翼之北條  
 長時執權加判

志は七ノ秋屋取海防

昔月東の七ノ瑞風さふふありて

完照していふを海防の意なり

裔西  
 國  
 代記

往古ヨリ異國賊船度々来 日本ニ欲ニテ能  
 神風吹テ賊船ヲ覆シ或ハ敗軍ニテ一度ニ異國ノ勝  
 利ヲ得タルトシ其奈大明三韓又ハ渤海琉球  
 國々ヨリ貢物ヲ捧テ奉朝セテ奉ルニ違フラス奉  
 朝言代記ニ詳テ

○神皇功后六十年兵至孫權教方軍船ヲ催シ日本ノ攻来ニ海ニ  
 テ渡シテ軍兵多死ス故ニ軍ヲヒイテ本國ニカハル 嘉永七年  
 ○養老四年新羅國ヨリ日本ニセメ来ル海軍は夜月八幡大  
 神宮神助ニ依テ天子ノ風起テ敵船ヲ吹返ス 千七百五十年  
 ○天応元年五月吉蒙古國ヨリ貢来ル此日神風吹テ賊船  
 シ追カハス 千七百七十四年

○寛平六年四月蒙古國より一万二千艘来り 九百八十一年  
 ○同年九月新羅國より賊船千余艘對馬に来り二年文室  
 善友直二是より討す  
 ○長保二年南寧國海賊筑紫夜来り是より討す  
 ○寛弘三年異國賊吉收對馬より大に害を與ふ  
 ○長和二年新羅國より未て日本へ會戰新羅大敗軍は八百一十一年  
 ○同三年三月二十日又新羅賊来り日本へ戰つ八百一十一年  
 ○寛仁九年異國賊船三百余来り 八百三十八年  
 ○同三年又賊船五十年艘来り是より討す是より討す  
 ○文永三年蒙古使船三艘對馬に来り 八百八十九年  
 ○同五年蒙古より書り婚す  
 ○同六年蒙古使者二人高麗使者四人都合七十人對  
 馬に来り  
 ○同九年蒙古船轉り多し津に来り  
 八百八十六年

○同十年再来り翌十一年博多へ津に於て大に合戦し  
 テ本國に逃カレ 五百八十二年  
 ○建治元年二月蒙古より社世忠来り弘安三年鎌倉に於  
 テ社世忠を殺す  
 ○弘安五年正月廿一日蒙古兵船四千余艘筑紫夜来り  
 トキニ八月朔日神風吹テ賊船ヲヤルニ二十四万軍兵破れ  
 モノワツカ三人有り 五百七十二年  
 ○応永廿八年蒙古人來り 四百三十四年  
 ○天正六年七月二日黒船伊豆三崎に著す 二百七十七年  
 ○慶長元年九月八日南蠻兵船土佐浦に来り長廿三  
 日間有船中者五百余又水二溺して死す 豊臣公より黒  
 船ヲ遣下り翌三月二日破れ 二百五十九年

竹本言高不識公名凡存者一たの字之加

一今及五墨則加取公名上書爲和解家一再作也  
上作解公私可書字空易

一五墨利和人於書上曰墨何書完令中

一書人今各一書也一則一

一制禁書後取也上碑自後身也方出書也  
一後書五墨一取也取也書也

一取也書也取也取也取也取也取也取也  
一取也書也取也取也取也取也取也取也

一取也書也取也取也取也取也取也取也  
一取也書也取也取也取也取也取也取也

一取也書也取也取也取也取也取也取也  
一取也書也取也取也取也取也取也取也

一取也書也取也取也取也取也取也取也  
一取也書也取也取也取也取也取也取也













本船の事七法三上坂三官集々々々小坂用太助  
 新在り一信号傳信好大隆〜相獲列松  
 門之第改改改下ま〜凡々空用式以良軍  
 之々本廿反一及辨物言後々空國中洞核  
 の波核〜改改改改改改改改改改改改改改  
 下一連〜改改改改改改改改改改改改改改  
 下〜改改改改改改改改改改改改改改改改  
 中洞言用〜貴明〜改改改改改改改改改改  
 下改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改

作改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改

改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改  
 改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改

